

二項 自己ノ都合ニヨリ退職ノ場合

(イ) 年齢滿五十五歳シタル後退職スルモノニシテ勤続十年以上ノ者ハ第一項ノ全額

(ロ) 病氣ノ爲不働止者ト認メ退職セシムルモノニシテ勤続六ヶ月以上ノ者ハ第一項ノ全額

(ハ) 前二項以外ノ理由ニヨリ退職スルモノニシテ勤続六ヶ月以上ノ者ハ第一項ノ半額

與左ノ區分ニヨリ日給ヲ増加スルコト

男工 日給二圓以下 二十四圓

男工 日給二圓五十圓以下 二十圓

男工 日給三圓以下 十四圓

理由 相當ニ輸入アルモノト雖モ家計困難ニ付右分額ヲ増加サレタシ

五病氣缺ノ場合ハ左ノ手當ヲ支給スルコト
勤続三十日以内ハ日給ノ七分宛

缺勤三十一日以上七十日以内ハ日給ノ半日分宛

六 退職ノ場合ハ其服務期間日給半日分ツハヲ支給スルコト
七 右要項ニ對スル回答期間ハ大正貳年七月廿貳日正午迄トス
以 上